

2024年1月10日

お客様各位

関西ペイントマリン株式会社

「がん原性物質」を含有する当社製品のお取扱いについて

いつもご愛顧頂きまして、誠にありがとうございます。

2022年12月26日、厚生労働省からがん原性物質を定める告示が行われました。公表された物質を含む当社製品のお取扱いについてご連絡いたします。

化学物質による労働災害の低減を目的に、労働安全衛生法の関係政省令が改正され、新たに定められたがん原性物質について、以下の事が義務化されました。
(労働安全衛生規則第577条-2)

- ① がん原性物質を取り扱う作業記録の作成及びその記録の30年間保管
 - ② リスクアセスメント対象物が、がん原性物質に係る時のリスクアセスメント対象物健康診断結果記録の30年間保管
- (①については2023年4月1日以降、②については2024年4月1日以降)

対象となる製品

・製品SDSの第3項「組成及び成分情報」に、下記表の「製品SDS第3項に表記されるがん原性物質」の記載がある製品

別添のリスト*¹掲載の製品をお取り扱いの場合は、製品SDSの第3項「組成及び成分情報」をご確認ください。

製品SDSに、下記表の「製品SDS第3項に表記されるがん原性物質」が記載されている製品が、上記①、②の対象となりますので、ご対応のほどお願いいたします。

リスト以外の対象製品については、別途個別にご連絡させていただいております。

本件に関してご不明な点は、購入された販売店、営業所までお問い合わせください。

なお、2024年1月以降発行の最新 SDS においては、第15項「適用法令」に「労働安全衛生規則第577条の2第3項（がん原性物質）」として、含有されている物質名称と共に記載していますので、最新 SDS によりご確認可能となっています。

今後とも変わらぬご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

*1: 本情報は、調査時点のものであり、今後の原材料の情報更新や製品仕様の変更等により、最新の情報と異なる場合があります。また今後、随時更新する予定です。

表

製品 SDS 第3項に 表記されるがん原性物質	CAS RN [®]	左記に相当する 厚生労働省告示 「がん原性物質」の名称
アクリルアミド	79-06-1	アクリルアミド
ビフェニル	92-52-4	ビフェニル
アクリル酸メチル	96-33-3	アクリル酸メチル
4, 4' -ジアミノジフェ ニルメタン	101-77-9	4, 4' -メチレンジアニリン
酢酸ビニル	108-05-4	酢酸ビニル
エピクロロヒドリン	106-89-8	エピクロロヒドリン
鉱油 ^{*2}	72623-87-1	鉱油
クリストバライト	14464-46-1	結晶質シリカ
結晶性シリカ	14808-60-7	
結晶性シリカ A ^{*3}	-	

*2: SDS 第3項に鉱油の成分名が表記されていても、CAS RN[®]の表記がない鉱油は、高度精製油のため、がん原性物質の対象外です。

*3: CAS RN[®]の非開示等により CAS RN[®]不明の結晶性シリカについては、CAS RN[®]が判明している結晶性シリカと区別するために、結晶性シリカ A の名称で製品 SDS に表記しています。

本件に関する厚労省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html

改訂履歴

2023年4月5日 ・物質名称修正（4, 4-ジアミノジフェニルメタン⇒4, 4'-ジアミノジフェニ

ルメタン)

- ・ SDS 第 3 項成分名称に該当するがん原性物質名称の一覧表の追加

2023年4月10日・「サモスター ベース」非該当のため別添のリストから削除

2023年4月19日・「ミリオン ベース」赤さび色原色のみから各色へ変更

- ・「アレススーパーホルダーG チューブ入り」「アレスダイナミックフィラー」非該当のため別添のリストから削除

2023年4月26日・製品 SDS 第 3 項に表記されるがん原性物質に CAS RN[®]や注釈を追加

- ・別添のリストの対象物質を厚労省告示名称から製品 SDS 第 3 項表記物質へ変更

2023年5月31日・「フタリット1 濃彩色1」赤系から黒・ブラウン系へ変更

- ・「アレスダイナミックフィラー」非該当のため別添のリストから削除

- ・「アレスダイナミックプライマー 白 ベース」を別添のリストに追加

2024年1月10日

- ・最新 SDS への記載について追記

以上